

我々は人事・労務管理の エキスパートです！！

こんなことでお困りではないですか！？

法律改正！？我が社の就業規則は対応しているの
か・・・？

うちの労務管理は、正しく行われているのか・・・？

入社や退社・育児休業に健康保健制度の運用・・・
手続きが煩雑だなあ・・・

給与体系の見直しをしたいが・・・

困った従業員をどうしたらよいものか・・・



そんな時には、社会保険労務士におかせ下さい！！

当事務所は社会保険労務士事務所です。[社会保険労務士とは労働・社会保険諸法令に関する法律に精通した人事・労務管理の専門家](#)です。これらに関する業務や問題全般に関するご相談にお応えし、各種手続きやアドバイスを行い、円滑な企業運営に寄与します！

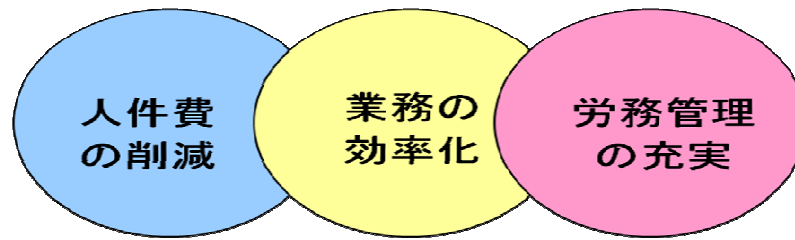
社会保険労務士 事務所

城東労務管理事務所

労務管理・社会保険・労働保険・諸手続相談

めまぐるしく変化する経営環境・・・労務管理は十分ですか？

城東労務管理事務所へアウトソーシングすると！？



その他にも・・・

👉 採用～退職まで、人事に係る諸手続き正確に行えていますか？

健康保険・厚生年金・雇用保険の加入手続きから、結婚、出産、傷病休職、労災申請等、従業員に関する手続きには定期業務から随時業務までたくさんあります。書類の作成から提出まではもちろんのこと、適宜必要なアドバイスを行います。

👉 法令上必要な要件をアドバイス致します。

近年、いわゆる「ブラック企業」対策として、行政の指導体制も強化されてきており、労働基準監督署や年金事務所の呼出調査や立入調査も増えています。事業主として「何をどうしておけば良いのか」を帳票の整備から運用までアドバイス致します。

👉 人事労務コンサルタントとして、就業規則や賃金制度をご提案致します。

就業規則は「会社の法律」。労使トラブルの際には大変重要な役目を担います。「決まり事」を明文化しておくことは、労使共にメリットがあり、時には会社を守る武器となります。当事務所は、貴社の実態、業界の実情、法改正の動向を踏まえた上、規則の作成・見直しを行います。

👉 社長と社員の関係を良好に保ちます。

わからない法律をわからないまま社員に説明しても、誤解を生んだり真意が伝わらないことも…また、ちょっと言いづらい事象にも、第三者がその間に入ることで、スムーズに話し合いが進むこともあります。当事務所は採用・面接、その後の社員に対しての、手続きや労働条件の説明の場にも、お立ち会い致します。また、ご希望により社員向けの外部相談窓口（相談専用ホットライン）をご用意致します。

👉 助成金の申請をします。

当事務所は随時、助成金の情報をご提供していきます。助成金には、従業員の雇用の際する者や、設備投資に対するもの、様々ございます。会社に動きがあるときこそ、助成金申請のチャンスです。そんな時はご一報ください！受給できる助成金の有無をご案内いたします。受給可能な助成金があった際には申請書の作成から提出まで責任を持って行います。

👉 労働保険事務組合を併設しています。

労働保険事務組合を併設している為、雇用保険に関する事務手続きもスムーズです。また通常、労災保険の対象とならない事業主等の方についても労働保険事務組合を介して労災保険にご加入頂けます（中小事業主特別加入制度）。

城東労務管理事務所のセールスポイント！

当城東労務管理事務所は、正確な事務代行は当然のこと、各分野の専門家が結集した、最新の情報提供と、**会社にあった提案を行う“ One to One マネジメント”型**の社会保険労務士事務所です。

諸手続の代行で、時間と事務コストの負担を軽減します！

採用から退職までの従業員にかかわる諸手続の一切を代行します。その他、給与計算業務や、各種台帳等の整備もお手伝い致します。社内にて行うより、専門家の我々にお任せいただければ、迅速・確実に処理できる他、これら業務にかかる人件費に比べコスト的にも、負担軽減につながります。



適正な労働時間管理・運用のアドバイスを行います！

1日8時間、1週40時間の法定労働時間はしっかり守れていますか？ 残業代の取り扱いも含め、お悩みの社長様は少なからずいらっしゃると思います。我々は、定型通りのアドバイスではなく、会社の実態に合わせた労働時間制や、残業代削減のアドバイスを行います。また、付随する就業規則や協定書の作成も行います。



適法かつ、会社の武器となる就業規則を作成し労働法規に関するコンサルを行います！

労働関連の法律は難しく、しかもその違反には、罰則が伴うものもあります。また、近年の情報化社会の中で、労働者も様々な知識を有し、その権利を主張してきます。そんなとき、円滑な会社運営の基礎となり、諸問題発生時に会社を守ってくれる最大の武器が、適正に且つ強固に制定された就業規則です。我々は、御社にとってオンリーワンの就業規則の作成とアドバイスを行います。



有効な人材活用のノウハウをご提供いたします。

いよいよ65歳現役社会が到来し、若手から高齢者まで有効な人材活用が求められています。少子高齢化社会の中で、いかに若手を育成し、また同時に高齢者を有効に活用するかは、会社にとってその存続にかかわる最重要課題です。教育訓練から高齢者の継続雇用まで、会社の思いだけではうまくいきません。そんな時の為に、助成金や各種公的制度の利用や賃金制度設計までアドバイス致します。



労使トラブルの際には、円滑な解決を図る手助けを致します。

昨今、個別労使紛争に関する各制度が整備され、労働者の権利意識も高まる中、これまで個別の話し合いで片付いていた労働問題が、公の紛争に発展するケースが増加しています。そんな時にも、労使紛争に対応できる資格を有する当事務所の「特定社会保険労務士」が、会社の代理人となって紛争の解決に向け対応致します。



給与計算～年末調整までの業務を正確確実に代行します。

月次で行う給与計算業務から、年次で行う年末調整まで、当事務所のスペシャリストが正確・確実に代行いたします。会社は、毎月の勤怠管理を行うだけ！当然、昇給・降給に伴い発生する社会保険料の変更届出や、保険料率や税率の変更にも随時対応し給与明細の発行まで行います。



◇主な業務内容

社会保険・労働保険の諸書類作成・代理提出

- ◇ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の新規加入手続・異動等の書類作成・提出
- ◇ 労働保険（労災保険・雇用保険）の新規加入手続・異動等の書類作成・提出
- ◇ 各保険給付の申請書類作成・提出

相談指導

- ◇ 労働時間・有給休暇・時間外労働 等
- ◇ 人事・採用・退職・定年・解雇・年金 等
- ◇ 給与・賞与 等
- ◇ 保険料徴収・納付
- ◇ 安全衛生関係

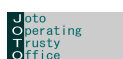
就業規則その他諸規定の整備

- ◇ 就業規則
- ◇ 賃金規程
- ◇ パート社員規程・嘱託社員規程
- ◇ 退職金規程
- ◇ 育児介護休業に関する規則
- ◇ 慶弔見舞金規程・車輛取扱規程・生命保険加入規程・ネットワーク運用管理規程 他

給与計算

- ◇ 給与・賞与計算
- ◇ 年末調整
- ◇ 賃金台帳の整備
- ◇ 税制改正や保険料率改正などの法改正に適切に対応します。

※ 報酬についてはお見積もり致しますのでまずはお気軽にご連絡下さい。



城東労務管理事務所

〒136-0072 東京都江東区大島5-32-1-201

TEL 03 (5627) 3755 FAX 03 (5627) 3750

E-mail joto@estate.ocn.ne.jp URL <http://www16.ocn.ne.jp/~joto/>

社会保険労務士は「あなたの会社の総務人事部」であり「社長の良き相談相手」です。

めまぐるしく変化する経営環境の中、大企業だけではなく中小企業においても社内の情報処理を外部の専門家に委託し、業務効率やコスト削減を図ろうとするアウトソーシングが広まりつつある昨今、社内事務の合理化のため、また手続等の内容を充実させる為にも社会保険・労働保険の手続をアウトソーシング化することは、大変有効であると思われます。

労働関連の法律や各種保険に関しては、毎年のように改正が行なわれる為、手続業務が大変複雑になったり、労使間トラブルの発生件数の増加や行政による監督指導の強化傾向など、労務管理には専門的知識が必要であり、社内だけで問題点の解決を行なうのは難しいのが現状です。

そこで力を発揮するのが社会保険労務士です。

社会保険労務士は国家資格であり専門知識があることは勿論、当事務所は常に法改正の動向や社会情勢の情報を収集し、各分野において対応できるスタッフを揃えています。一社に一名の担当者を付けますが、全てのスタッフが貴社に最善のサポートをします。これが当事務所の強みなのです。

是非、歴史と実績のある城東労務管理事務所をご活用下さい。

社会保険労務士 皆川 浩也